8 短期入所生活介護費

基本部分

イ 短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（638 単位） 要介護2（707 単位） 要介護3（778 単位） 要介護4（847 単位） 要介護5（916 単位）
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1（638 単位） 要介護2（707 単位） 要介護3（778 単位） 要介護4（847 単位） 要介護5（916 単位）
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1（596 単位） 要介護2（665 単位） 要介護3（737 単位） 要介護4（806 単位） 要介護5（874 単位）
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1（596 単位） 要介護2（665 単位） 要介護3（737 単位） 要介護4（806 単位） 要介護5（874 単位）
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1（738 単位） 要介護2（806 単位） 要介護3（881 単位） 要介護4（949 単位） 要介護5（1,017 単位）
		(二) 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（738 単位） 要介護2（806 単位） 要介護3（881 単位） 要介護4（949 単位） 要介護5（1,017 単位）
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室＞	要介護1（696 単位） 要介護2（764 単位） 要介護3（838 単位） 要介護4（908 単位） 要介護5（976 単位）
		(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1（696 単位） 要介護2（764 単位） 要介護3（838 単位） 要介護4（908 単位） 要介護5（976 単位）

注（加算・減算）

注	イ 短期入所生活介護費	ロ ユニット型短期入所生活介護費
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	×97／100	×97／100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	×70／100	×70／100
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	×70／100	×70／100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合		×97／100
共生型短期入所生活介護を行う場合	(2) 併設型：指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	
生活相談員配置等加算	(2) 併設型：1日につき ＋13単位	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位
専従の機能訓練指導員を配置している場合	1日につき ＋12単位	1日につき ＋12単位
個別機能訓練加算	1日につき ＋56単位	1日につき ＋56単位
看護体制加算(Ⅰ)	1日につき ＋4単位	1日につき ＋4単位
看護体制加算(Ⅱ)	1日につき ＋8単位	1日につき ＋8単位
看護体制加算(Ⅲ)	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位
看護体制加算(Ⅳ)	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位
医療連携強化加算	1日につき ＋58単位	1日につき ＋58単位
夜勤職員配置加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	1日につき ＋13単位	1日につき ＋18単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)・(Ⅳ)	1日につき ＋15単位	1日につき ＋20単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋200単位（7日間を限度）
若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋120単位	1日につき ＋120単位
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき ＋184単位	片道につき ＋184単位
緊急短期入所受入加算	1日につき ＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき ＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	1日につき －30単位	1日につき －30単位

ハ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）
ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	（1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	（1日につき 4単位を加算）
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	（1日につき 22単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	（1日につき 18単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	（1日につき 6単位を加算）
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×83/1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×60/1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	（1月につき ＋所定単位×33/1000）
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	（1月につき ＋(3)の90/100）
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	（1月につき ＋(3)の80/100）
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	（1月につき ＋所定単位×27/1000）
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	（1月につき ＋所定単位×23/1000）

注（ト・チ）
所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

（点線枠）：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所生活介護費のイ並びにロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。